

生活福祉委員会

送付 20 - 12

商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を  
65%に引き下げる減額措置の継続についての意見書の提出を  
求める陳情

受付年月日 平成20年10月3日

陳情者 千代田区神田錦町3-17-2  
社団法人 神田青色申告会  
会長 いわ 岩 の 野 ひろし 博

## 陳情書

### 【陳情の要旨】

「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を、平成21年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

### 【陳情の趣旨】

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を廃止することになると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を、平成21年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

平成20年10月3日

千代田区議会議長 高山 はじめ 殿